

## Ⅳ 小売業における安全衛生管理の体制づくり

- ▶ 従業員の安全と健康を守り、労働災害を防止するため、法令に基づき、事業者は、安全衛生委員会の設置や安全管理者の選任など、職場の安全衛生管理体制を整備する必要があります。

### 1. 法令で定められた小売業における安全衛生管理体制

#### (1) 安全衛生管理体制の構築（委員会等の設置、安全管理者等の選任）

- ▶ 小売業の店舗での労働安全活動の「推進」は店舗が主体となります。それを本部（あるいはエリア本部）がサポートすることが必要です。
- ▶ 安全管理者の選任、安全委員会の設置などが、法令で定められています（業種や従業員の人数によって選任、設置義務が異なります）。

#### ○本部と店舗の役割・活動内容の概要（※1）

	店舗	本部
体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 店舗（職場）の安全衛生管理体制（安全衛生委員会など）を整備</li> <li>● メンバーとしては店長、副店長など、店舗での労働安全の統括責任者の他、業務改善、顧客対応担当者が参加。その他、従業員側からも参加（パート・アルバイトの参加も望ましい）（※2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全社としての安全管理衛生体制（本社安全衛生委員会（※3）など）の整備</li> <li>● メンバーとしては、全社での労働災害防止担当部門責任者の他、業務改善、顧客サービス向上等の担当部門の責任者、労働組合専従者など全社としての従業員代表者</li> </ul>
主な活動 ※3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本方針、年間計画に沿った店舗での労働災害防止活動の実施</li> <li>● 採用者、管理者等、店舗での従業員への安全教育の実施</li> <li>● 全社的な事故情報を踏まえた労働災害防止活動の店舗展開</li> <li>● 労働災害発生時の現場対応、労災報告の作成（原因分析、対応策検討、等）</li> <li>● 業務改善、顧客対応と連携した店舗での活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働災害防止活動の基本方針、年間計画策定、および、それらの推進と総括・課題抽出</li> <li>● 安全教育計画策定・推進</li> <li>● 全社的な事故情報の収集・分析・課題の抽出と店舗へのフィードバック</li> <li>● 店舗からの労災報告のチェック、改善指導</li> <li>● 業務改善部門、顧客対応部門との連携による労働災害防止活動の変更・推進</li> </ul>

※1 ここでは、労働安全に関することに限りました。

※2 安全衛生管理体制については、法令に沿った組成作りが必要です（次ページ参照）。

※3 法令では「本社安全衛生委員会」という用語はありませんが、職場の労働安全を管理運営する組織として、（労働衛生管理を含めて）この名称の委員会を設置している事業者が多くみられます。

○店舗における安全管理者等の選任、安全衛生委員会等の設置義務

業種	従業員数(社員、パート・アルバイトなど)	委員会の設置※1	管理者の選任※2
各種商品小売業(百貨店、総合スーパー等)、家具・建具・什器小売業、燃料小売業	常時 10 人未満		選任義務なし
	常時 10～49 人		安全衛生推進者
	常時 50 人以上		衛生管理者 産業医 安全管理者
	常時 50 人未満	設置義務なし	
	常時 50 人～99 人	衛生委員会	
	常時 100 人以上	安全委員会 衛生委員会 もしくは、両方を兼ねる 安全衛生委員会	
その他の小売業(食品スーパー、専門店等)	常時 10 人未満		選任義務なし
	常時 10～49 人		衛生推進者
	常時 50 人以上		衛生管理者 産業医
	常時 50 人未満	設置義務なし	
	常時 50 人～99 人	衛生委員会	
	常時 100 人以上	衛生委員会	

※1 労働者数が 50 人未満の事業者など、委員会の設置義務のない事業者も、安全または衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければなりません。

安全委員会および衛生委員会それぞれの設置に替えて、安全衛生委員会を設置することができます。

※2 法定での選任対象外店舗においても、事業所の安全活動推進の観点から、選任している事業者もあります。

○安全衛生委員会の要件

委員の構成	① 総括安全衛生管理者または事業の実施を統括管理する者等（1名） ② 安全管理者 ③ 衛生管理者 ④ 産業医 ⑤ 労働者（安全に関する経験を有する者）※
調査審議事項	① 安全衛生に関する規程の作成に関すること。 ② 危険性又は有害性などの調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること。 ③ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価および改善に関すること。 ④ 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。 など
その他	① 毎月 1 回以上開催すること。 ② 委員会における議事の概要を労働者に周知すること。 ③ 委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを 3 年間保存すること。

※ ①以外の委員については、事業者が委員を指名することとされています。なお、この内の半数は、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合（過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名しなければなりません。

○店舗における労働災害防止活動の運営組織（安全衛生委員会など）の在り方

- 運営組織のメンバーには、店長を筆頭に、副店長などの管理職、部門のリーダー、およびパート・アルバイトを含む従業員を加えることが望ましいといえます。特に、現場の従業員を含めることは、安全活動への参加意識を高めると同時に、現場の感覚が取り組みに反映される利点があります。
- 本部・本社やエリアの労働安全担当者が参加すると、全社での取り組みや、店舗情報の吸い上げ、情報共有などがしやすくなります。
- 業務改善（職場改善）の担当者（店舗、本部・本店・エリア）が参加すると、労働災害防止活動が、職場改善（業務改善）、食品衛生管理などの活動との間で相乗効果が発現されやすくなります。
- 具体的には、以下のようなメンバー構成と役割が考えられます。

構成員	安全衛生委員会での役割
店長	店舗の労働安全管理体制の統括責任者
副店長	災害防止活動の推進の実務上の責任者、リーダー
店舗・各部門の長	各部門での労働災害防止活動の責任者、推進者
店舗・各部門の従業員 (従業員代表者)	各部門での労働災害防止活動の実行者、他の従業員の牽引役 店舗の労働者の代表（パート・アルバイトからの選出も有効）
本部・エリアの労働安全 担当者	本部や・エリアの労働安全推進との連携役
本部・エリア・店舗の業 務改善、顧客サービス担 当責任者	業務改善活動や顧客サービスに関連する取り組みとの連携

## ○本部における労働災害防止活動の推進組織の在り方

- 店舗での労働災害防止活動を支援するために、本部・本店において推進組織を作ります（「本部の労働安全衛生委員会」といった名称が多くみられます）。
- 推進組織のトップ（人事部長など）は、経営層と情報交換を通じて、全社の労働災害防止活動を推進していただけるだけの役職・職位にある人材が望ましいです。
- 具体的には、以下のようなメンバー構成と役割が考えられます。

構成員	本部の労働安全衛生委員会での役割
人事部門長	全社としての労働安全管理体制の統括責任者
労働災害担当責任者	災害防止活動推進の実務上の責任者、リーダー
従業員代表者（労働組合専従者等）	全社的な労働者の代表
エリア（地域）労働災害担当者	（エリアごとに管理・運営するような大きな事業者の場合） エリアの労働災害防止活動の責任・担当者
エリア（地域）従業員代表者	（エリアごとに管理・運営するような大きな事業者の場合） エリアの労働者の代表
業務改善、顧客サービス担当部門の責任者	業務改善活動や顧客サービスに関連する取り組みとの連携

- 店長や副店長経験者を本社・本部の関連組織に異動させるなどの積極的な人材交流を行い、本社・本部での労働災害防止に対する意識・活動を変えてきた事業者の例もあります。

## ○全社的な労働災害防止活動の推進における経営トップのリーダーシップの重要性

- 労働災害防止活動を全社的に推進する上では、経営トップが店舗の労働安全を高めることへの強い意識が非常に重要です。
- 事業者の中には、店舗の労働災害をなくすために、経営トップが率先して具体的な体制作り（例えば、安全管理室の設置）を行ったところもあります。

## (2) 安全管理者の選任と教育

### ○安全管理者に関する主な法令

#### ○安全管理者の職務（労働安全衛生法第11条）

- 安全管理者は、次の業務（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）のうち安全に関する必要な技術的事項の管理をしなければなりません。また、作業場などを巡視し、設備、作業方法などに危険の芽があるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければなりません。
  - ・ 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること
  - ・ 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること
  - ・ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
  - ・ 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関すること
  - ・ 上記に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な次に定める業務
    - ① 安全衛生方針に関する表明
    - ② 危険性・有害性等の調査（「リスクアセスメント」）およびその結果に基づく措置に関すること
    - ③ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価および改善に関すること

#### ○安全管理者の専属（労働安全衛生規則第2条）

- 安全管理者は原則として、専属の者（その事業場に勤務している人）を選任しなければなりません。2人以上選任する場合で、その中に労働安全コンサルタント※がいる時は、そのうち1人については専属の者でなくてもかまいません。

※労働安全衛生法82条に基づく労働安全コンサルタント試験（国家試験）に合格した者で、厚生労働省に備える労働安全コンサルタント名簿に登録した者（同法84条）。労働安全コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全の水準の向上を図るため、事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行うことを業務とする（同法81条）。

#### ○安全管理者の選任時研修（労働安全衛生規則第5条）

- 新たに安全管理者に選任された者は、その職務を的確に遂行する実務能力を担保するために、労働安全衛生法令に基づく一定の教育を受ける必要があります。

### ○安全管理者の教育と資格取得

- 安全管理者の選任が必要な事業所では、新たに安全管理者に選任された人に対して、その職務を的確に遂行する実務能力を養うために、労働安全衛生法令に基づく一定の教育を行う必要があります。
- 安全管理者の選任が必要ではない事業所においても、店舗での安全管理を推進するために、店長や職場の安全担当責任者などに対しても同様の実務能力を養う機会があるとよいでしょう。
- 一定の役職以上の従業員全員に対して資格取得を奨励している事業者もみられます。

## 2. 店舗における安全衛生活動の計画的な推進

### (1) 年間の安全衛生推進計画を策定

- 店舗での労働災害防止のためには、まず年間の安全衛生推進計画を策定する必要があります。
- 小売業事業者の多くは、本部の労働安全担当組織が主体となって、全社的な労働災害防止活動の基本方針と基本計画を年度ごとに立案しています。
- 各店舗の安全衛生委員会では、全社の基本方針と計画に沿いつつ、自店舗の労働災害の現状や特徴、解決すべき課題を把握した上で、店舗独自の計画を立案し、担当者の役割分担を決め、それぞれの取り組みを推進しています。

### ○安全活動の基本方針と推進計画

#### ○基本方針と取り組み内容（例）

- 労働災害防止についての取り組みの継続・定着
  - リスクアセスメントの実施：個別店舗の支援、労働災害発生店舗での実施
  - リスクアセスメント定着に向けた講習会の継続的な実施
- コンプライアンスの徹底と従業員・職場の安全衛生管理の向上を目指した環境整備
  - 各月の安全衛生委員会で共通の議題を設定し、各店舗に対応した取り組みを促進する。
  - 安全管理者資格を取得していない新規配属店長・副店長に対し、資格の取得対策を実施。また、衛生管理者についても2名体制をとり、さらなる職場の環境改善を図る。

#### ○年間安全衛生推進計画（各店舗での検討・実施事項の例）

実施項目	実施時期・強化月間
安全衛生委員会の開催	毎月1回
衛生管理者による職場パトロール	毎週1回事業場内をチェック
安全衛生委員会議事録内容の確認	毎月：随時実施
年間安全衛生推進計画の作成	3月：本部において作成
雇い入れ時の安全衛生教育の実施	随時
安全管理者選任時研修の受講・実施奨励	9月、3月
労働災害発生店舗における、リスクアセスメントのリスク再見積もり、実効性あるリスク低減措置の検討実施	対象店舗において実施 本部は支援、教育の強化を実施

## (2) 安全衛生委員会を開催し、店舗での労働災害防止活動を推進

- 安全衛生委員会を設置している店舗では、毎月一回委員会を開催する必要がありますので、こうした機会を捉えて、店舗の労働災害防止活動を推進していくとよいでしょう。
- 多くの事業者では、本部が毎月の店舗での安全衛生委員会の議題を決め、各店舗は、その議題について状況に応じた労働災害防止活動を展開しています。
- 従業員 50 人未満の店舗の場合も、労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしてください。

### ○安全衛生委員会の役割

#### ○安全衛生に関するルール作り

- 管理者等の選任
- 委員会等の設置
- 安全衛生教育に関すること
- 事業場内の安全の確保、職場環境の整備に関すること
- 健康の保持増進に関すること

#### ○事業場全体・職場の状況確認

- 事業場の安全衛生管理の状況について、情報収集して改善を検討する

#### ○安全衛生管理の計画作成

- 事業場の安全衛生管理に必要な事項を、年間を通じて確実に実施するための計画を立てる

#### ○安全衛生管理の計画の実施状況を確認

- 活動の状況を管理し、必要なことが実施できたか、その内容がどうだったかを確認する
- 確認結果をもとに、今後レベルアップするためにどのような改善が必要かを検討し、次の計画策定に活かす

○安全衛生委員会での検討議題の例

- 今期の安全管理体制・活動の再確認、実施項目の周知徹底
- 既存の労働災害防止対策の徹底について
- リスクアセスメント（実施一覧表）の確認および実施（労働災害が発生した店舗必須）
- 雇い入れ時の教育
- 職場巡視
- 繁忙時の労働安全防止対策
- 年末商戦に向けた職場巡回のチェック強化（商品の高積みなどの危険箇所の確認および改善）
- 作業機械・器具の安全点検
- 救急箱の確認
- 交通安全対策（飲酒運転含む）
- 作業方法の改善

（参考：衛生関係その他）

- 衛生管理体制の確認
- 快適な職場環境作りについて
- 体調管理対策
- メンタルヘルス対策
- 食中毒防止のための商品衛生管理
- 熱中症対策（屋外での作業、揚げ物などの調理、など）
- 計画的休暇取得について
- セクハラ・パワハラについて
- インフルエンザ対策
- 労働時間改善 等



### 3. 本部による全社横断的な労働災害防止活動の推進・支援

#### (1) 労働災害情報の収集と分析

- 小売業の店舗での労働災害を効果的に防止するために、各店舗で発生している労働災害情報を随時、収集・分析（データベース化）することが望まれます。
- 収集・分析（データベース化）にあたっては、必要な情報を一定のフォーマットで整理・共用することで、直近に発生した労働災害の情報をいち早く各店舗の労災担当者が閲覧でき、同様の労働災害の発生を未然に防ぐことにつながります。

#### ○データベース化の意義

- 直近に発生した労働災害の情報をいち早く各店舗の労災担当者が閲覧でき、同様の労働災害の発生を未然に防ぐことにつながります。  
(例) 他店舗で、転倒災害が続いて発生したと聞いた。自店舗での発生防止に役立つ防止策の情報はないだろうか。
- 店舗で労働災害が新たに発生した際に、過去の同様の労働災害の発生状況を検索し分析することにより、防止策の検討の参考になります。  
(例) 当店で初めて冷凍庫の前で転倒災害が起きてしまった。他店舗ではどんな防止策をとっているのだろうか。
- 本部の労働災害担当部門では、全店舗の労働災害のデータから、直近に発生している労働災害の特徴を分析して、全店舗にいち早く横展開することにより、労働災害防止策の推進につなげることができます。
- 労働災害の種類・内容ごとに、こういった属性の従業員が労働災害を被ったかを分析することにより、特定の属性を持つ従業員にターゲットを絞った防止対策が可能となります。  
(例) 最近高齢者が災害に遭うことが多いようだが、こういったケースが多いのだろうか。

#### ○労働災害の分析に用いる項目（例）

- |                |         |
|----------------|---------|
| ● 店舗名          | ● 勤続年数  |
| ● 年月日          | ● 負傷部位  |
| ● 曜日           | ● 事故の種類 |
| ● 時刻           | ● 起因物   |
| ● 所属部門         | ● 発生場所  |
| ● 雇用形態などの属性、職位 | ● 事故の内容 |
| ● 性別           | ● 休業見込み |
| ● 年齢           |         |

## (2) 労働災害分析を基に、業務改善などを展開

- 労働災害が発生したときには、根本的な原因を突き止め、対策をとる必要があります。対策には、
  - 設備・器具の改良（防護柵の取り付け、交換、など）
  - 作業マニュアル・手順書の改良・改定
  - 教育・研修の実施・内容改定などが考えられます。
- これらの対策は、業務改善（後述する4S活動など）の見直しとも関連し、営業部門・総務部門など業務改善担当部門とともに実施することが求められます。
- その際、店舗の労働災害防止の観点から、本部が業務改善の推進をリードすることが重要になります。
- 多くの部門が一体となった業務改善を労働災害防止の観点から推進するためにも、その前提として、労働災害のデータを用いた分析が必要といえます。

## (3) 店舗やエリアの安全衛生委員会の活性化

- 事業者の中には、一定の地域（エリア）に含まれる複数の店舗によるエリア労働安全衛生委員会を設けているところがあります。その委員会は、現場の感覚と経営の感覚の両方を持つ店長が中心となって、互いの情報交換を通じて具体的な労働災害防止策を検討するなど、全社レベルでも労働災害防止活動の要の組織となっています。
- 小売業の本部は、安全衛生委員会での検討項目の提示、関連資料の提供、議事録の収集、他店舗・他エリアへの重要施策の展開などを通じて、店舗やエリアでの労働災害防止活動を活性化（支援）する役割が期待されます。

## (4) 労働安全衛生教育の充実

- 小売業の本部は、労働災害情報、効果的な労働災害防止策などを全社的に収集し、それらを踏まえて、全社的な労働安全衛生教育の充実を図ることが期待されます。